

もっと桃っと！KOORI ブランドプロモーション事業業務委託仕様書

1 委託業務名

もっと桃っと！KOORI ブランドプロモーション事業業務委託

2 委託業務期間

委託契約締結の日から令和8年12月28日まで

3 事業目的

東日本大震災及び原子力災害の発生から10年以上が経過し、この間、桑折町においては、農産物や地域に対する風評被害の払拭を図るため、安心・安全を訴求する様々な施策を行うことで、消費者および観光客数は徐々に回復の兆しを見せていた。しかしながら、令和5年に実施されたALPS処理水の海洋放出に伴い、新たな風評被害の発生が懸念される状況となり、本町産農産物等の安全性や魅力を改めて強く発信していく施策が必要となった。

本事業は、多様な情報発信媒体を活用し、本町の農産物および地域資源の魅力を総合的かつ戦略的に発信することで、風評被害の払拭を図ることを目的とする。

4 対象地域

- (1) 仙台圏域
- (2) 首都圏

5 プロモーション対象

上記4の地域において全世代を対象として、幅広くPR施策を実施する。なお、仙台圏域においては、これまでの情報発信施策により40代以上の来訪に一定の効果が見られていることを踏まえ、特に30代以下の若い世代を対象とする施策についても検討すること。

6 委託業務内容

「献上桃の郷」桑折町の認知度向上および魅力発信を図るため、次の取組を実施する。

- (1) 対象地域において、本町産農産物および地域資源の魅力を総合的かつ戦略的に発信し、風評被害の払拭に取り組むものとする。

なお、活用する交付金の趣旨を踏まえ、福島県内で実施するイベントは、原則対象外とする。

(2) 情報発信にあたっては、次の取組を実施する。

ア PR 動画の制作

本町の魅力および本町産農産物の安全性を効果的に発信するため、PR 動画を制作すること。

なお、動画の内容は以下のとおりとし、それぞれ 1 本以上制作すること。

- ・ SNS 広告での活用を想定し、本町の風景に焦点を当てた短尺動画
- ・ タレントを起用した 60 秒以上の長尺動画

イ 街頭広告の実施

対象地域において街頭広告を活用し、本町の認知度向上および本町産桃のブランドイメージの定着を図ること。

ウ PR 動画を活用した情報発信

上記アで制作した PR 動画を活用し、SNS 広告等を通じて対象地域へ集中的かつ効果的な情報発信を実施すること。

エ テレビ番組等の活用

本町産桃の最盛期である 7 月から 8 月頃に、対象地域において桃に焦点を当てた番組等を放映し、観光誘客の促進を図ること。

また、制作にあたっては、情報発信力および影響力の高いタレントや番組の活用について検討すること。

オ 物産フェアの開催

本町産農産物の魅力および安全性を周知するため、仙台圏域および首都圏の誘客が見込まれる場所において、桃をはじめとする本町特産品の販売および PR を行うこと。

なお、開催日程については、以下の日程で調整すること。

仙台圏域：令和 8 年 7 月 24 日（金）～7 月 25 日（土）

首都圏：令和 8 年 7 月 10 日（金）～7 月 11 日（土）

カ 来訪促進事業

他事業と連動し、本町への来訪促進が見込まれる企画を実施すること。

キ その他媒体による情報発信

「献上桃の郷」桑折町の認知度向上を図るため、上記以外の情報発信媒体の活用についても検討し、効果的な広報活動を実施すること。

- (3) 情報発信においては、PV 数等の効果測定データを可能な範囲で取得・分析し、桑折町（以下、「甲」という）へ報告すること。また、情報収集に係る調査についても可能な限り多くの機会を実施し、多種多様なデータを収集すること。
- (4) 委託先事業者（以下、「乙」という）は業務実施にあたり、総括責任者および担当者等を定め、十分な実施体制を構築すること。
- (5) 乙は、業務実施にあたり、出演者、視聴者その他関係者との間に発生したトラブル等、緊急時については責任をもって対処すること。

7 提出書類

乙は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 着手届
 - イ 総括責任者通知書
 - ウ 事業実施計画
 - エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 実績報告書（正副本 1 部ずつ）
 - イ 本業務に関するデータ
 - ウ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

8 支払条件

甲は、本業務終了後、乙が提出する実績報告書等の確認・検査等を適正に完了した後、業務に係る経費を支払うものとする。

9 業務の一括再委託の禁止

乙は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要とされる場合については、甲と協議のうえ業務の一部を委託することができる。

10 総括責任者

乙は、本業務にあたって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

11 業務の適正な実施に係る事項

(1) 経理処理等について

本業務は、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））（以下、「交付金」という。）の活用を想定した事業であり、乙は交付要綱（令和3年5月27日付け復本第1062号）、実施要綱（令和3年5月27日付け復本第1062号）、交付金経理処理等マニュアルに基づき、適正な業務遂行、経理処理等を実施しなければならない。

(2) 個人情報保護

乙は個人情報を取り扱う場合には、桑折町個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うこととし、本業務により得られた個人情報を本業務の目的外で使用することはできない。

(3) 守秘義務

乙は業務上知り得た秘密を他に漏らすこと、自己の利益のために使用することはできない。

(4) 著作権の帰属

甲へ納入した成果物に係る一切の権利は甲に帰属する。

12 その他

(1) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時協議により事業を遂行するものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

(2) 本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。